

## 新型コロナワクチン接種コールセンター委託業務における委託料の返還について

先般、他の自治体において、新型コロナワクチン接種コールセンター委託料の過払い事案が発生したことを受け、堺市が委託している同種の業務について点検した結果、コールセンター委託業務において、従事者や家族の体調不良等の理由により、契約で定めた人員配置数を満たしていない時間帯が生じていたことが判明しました。

このため、本市では、人員配置不足数を精査し、これに基づく委託料過払金の返還について委託業者と協議を行い、返還額について合意に至りましたので以下のとおりお知らせします。

なお、同一の契約に含まれる事務処理センター業務においては、委託料の返還はありません。

### 1 概要

#### (1) 業務名

新型コロナウイルスワクチン接種事業コールセンター及び事務処理センター運営等業務

#### (2) 業務内容（コールセンター）

本市が実施するワクチン接種や接種券発行、副反応等に関する市民からの問い合わせ・相談対応、および集団接種（医療機関、地域会場）の空き状況の案内や接種予約受付 など

#### (3) 委託業者

キャリアリンク株式会社（東京都新宿区西新宿 2-1-1 代表取締役社長：成澤 素明）

#### (4) 契約期間及び契約金額

契約期間：令和3年2月9日～令和5年8月31日

委託料額：3,189,027,726円（消費税除く）

#### (5) 人員配置不足数

必要時間数 206,100 時間のうち、不足時間 2,095 時間（必要時間のうち約 1.0%）

#### (6) 人員配置不足が生じていた期間

契約書で曜日ごとのオペレーターの必要席数を規定していた期間（令和3年10月から令和5年5月末までの20か月）のうち、15か月

### 2 返還金額

6,007,610円（全委託料額の約0.2%）

（利息を除いた金額。これまで市が支払った各月委託料の支払日を起算日とし、各起算日から支払済みまで年3分の割合による利息を付します。）

### 3 今後の対応

令和6年第1回市議会（2月）定例会に和解に係る議案を追加提出します。議決が得られれば和解契約に基づき委託料の返還を受けます。返還を受けた金額については、国庫補助金の実績報告を修正し、全額を国に返還します。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：健康福祉局 保健所 感染症対策課 新型コロナウイルスワクチン接種推進担当 電 話：072-340-2816 ファックス：072-340-3147
----------------------------	---